

●香川県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年9月13日から同年10月3日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月13日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多度津丸亀線（205号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字青木字 長僧34番5地先から 仲多度郡多度津町大字青木字 長僧35番5地先まで	17.1～17.3	40	令和5年9月15日付け香川県告示第227号の一部

- 4 供用開始の期日 令和6年9月13日